

令和3年安曇野市議会 6月定例会 提案説明書

## 目次

報告第5号 .....	1
報告第6号 .....	3
報告第7号 .....	4
報告第8号 .....	5
報告第9号 .....	6
報告第10号 .....	7
報告第11号 .....	8
報告第12号 .....	9
報告第13号 .....	10
報告第14号 .....	13
報告第15号 .....	14
報告第16号 .....	22
報告第17号 .....	25
報告第18号 .....	27
報告第19号 .....	31
報告第20号 .....	33
報告第21号 .....	34
議案第51号 .....	37
議案第52号 .....	38
議案第53号 .....	39
議案第54号 .....	40
議案第55号 .....	43
議案第56号 .....	44
議案第57号 .....	46
議案第58号 .....	47
議案第59号 .....	48
議案第60号 .....	49

## 報告第5号

令和2年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出 市長名 であります。

この繰越計算書でございますが、令和2年度安曇野市一般会計補正予算第10号、専決第1号に定めるところにより、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費の議決があったものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容につきまして、繰越明許費繰越計算書で説明いたします。

・2款 総務費の市民総務費（113万3千円）は、戸籍法等改正に伴う住民基本台帳システムの改修について、国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難となったため明許繰越しをするものです。

続きまして

・6款 農林水産業費の担い手・集落支援事業（2,002万7千円）は、国の補正予算により、経営体育成支援事業補助金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・8款 土木費の市道新設改良事業（交付金）（3,546万6千円）は、道路新設改良における用地交渉等、関係者との調整に不測の日数を要したこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

道路橋梁修繕事業（交付金）（1億4,460万7千円）は、国の補正予算等により、社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

都市再生整備計画事業（明科駅周辺）（1億9,518万3千円）は、明科駅前周辺整備事業において、関係者との調整に不測の日数を要したこと、また、地盤調査等に必要の日数を要することから、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

公園施設長寿命化事業（2,000万円）は、国の補正予算により、社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

新総合体育館建設事業（20億6,210万2千円）は、国の補正予算等により社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・10款 教育費の明北小学校施設改修事業（2,009万7千円）及び豊科南中学校施設改修事業（1,330万6千円）は、国の補正予算等により、学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・11款 災害復旧費の耕地災害復旧事業（3億3,102万円）は、令和2年7月豪雨災害により、国の災害認定を受けた事業であり、熊倉堰堤の詳細構造等、関係機関との調整に時間を要したこと、また、犀川堰堤の施工期間が出水期（6月～10月）と重なったことなど、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

以上、合計10事業 28億4,294万1千円を明許繰越しするものであります。

続きまして、 報告第6号

令和2年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出 市長名 であります。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、翌年度へ繰り越した金額、いわゆる事故繰越しを地方自治法施行令第146条の第2項及び第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容につきまして、事故繰越し繰越計算書で説明いたします。

・8款 土木費の市道新設改良事業（合併特例債）（9,217万7千円）は、電気工作物について、不測の事態により移転時期が4月上旬となってしまい、年度内での事業完了が困難となったため、事故繰越しするものです。

合計1事業、9,217万7千円を事故繰越しするものであります。

以上であります。

## 報告第7号

令和2年度安曇野市産業団地造成事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出、市長名であります。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、翌年度へ繰り越した金額、いわゆる事故繰越しを地方自治法施行令第146条の第2項及び第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容につきまして、事故繰越し繰越計算書で説明いたします。

1款 1項 産業団地事業費 3億350万1千円は、産業団地造成地に隣接する場所に、NTT電波塔の避雷針用アース設備が埋設されており、この設備の仮配線施工等に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難となったため、事故繰越しをするものです。

なお、産業団地造成工事につきましては、5月19日に事業完了しております。説明は以上であります。

## 報告第8号

令和2年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出、市長名 でございます。

### 令和2年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額であります。

#### 1 款 資本的支出 1 項 建設改良費 堀金地区須砂渡地域配水管布設替工事

翌年度繰越額6,641万8千円につきましては、コロナ禍による資材調達の遅れ及び、林道が想定外の強固な舗装であり掘削作業に遅れが生じたため、工期延長となりました。

工事完了は6月末を予定しております。

#### 市道明科4143号線道路改良に伴う配水管布設替工事

翌年度繰越額575万3千円につきましては、道路改良工事の進捗と整合を図ったため、工期延長となりました。

工事は5月31日、本日、完成予定です。

合計2事業、翌年度繰越額7,217万1千円を繰越するものであります。

以上でございます。

## 報告第9号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてご説明いたします。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

### 専決処分書

穂高プール駐車場（安曇野市穂高 5750 番地 1）における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月13日付けであります。

- 1 損害賠償の相手方。 安曇野市内在住者であります。
- 2 事故の概要。令和3年3月16日午後5時頃、穂高プール駐車場において駐車場内に植えてある樹木が折れて倒れたことにより、付近に駐車していた相手方の乗用車に接触し、ボンネットを損傷した事故であります。
- 3 損害賠償の額。本事故の原因は、樹木の枯死状況により根元から折れて倒れたことによるものであるが、駐車場所から損害賠償の相手方が「樹木が枯死していて倒れることが予見できた」とする過失相殺から、安曇野市の過失を50%とし、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として9,500円を支払うものです。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

以上でございます。



## 報告第 10 号

### 地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

#### 専決処分書

安曇野市三郷明盛 341 番地 1 先の市道三郷 1240 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 6 日付けです。

#### 1 和解の相手方

市内在住者であります。

#### 2 事故の概要

令和 3 年 3 月 23 日、損害賠償請求者の妻が運転する軽自動車は、市道の縦断側の上を通過した際にグレーチングがずれ上がり、車体 2 ヶ所の損傷及び左前輪タイヤをパンクさせたものであります。

#### 3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため安曇野市の過失を 100% とし、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 140,294 円を賠償するものです。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

以上でございます。

報告第 11 号

債権放棄の報告について（住宅新築資金等貸付金に係る債権）

安曇野市債権管理条例第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、住宅新築資金等貸付金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

本日提出、市長名でございます。

次ページ、別紙様式をお願いいたします。

- 1 放棄した債権の名称、 住宅新築資金等貸付金に係る債権。
- 2 債権を放棄した日、 令和 3 年 3 月 18 日。
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等について、説明致します。

安曇野市債権管理条例の、第 6 条第 1 項第 1 号に該当する債権は、当該債権につき徴収が著しく困難と認めたもので、92 件、346 万 7 千 337 円であります。

- 4 時効の根拠及び時効期間は、改正前の民法第 167 条第 1 項で、10 年でございます。

この時効に関しましては、経過措置により、施行日前に債権が生じた場合は、旧法が適用されます。

以上でございます。

## 報告第 12 号

### 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例第 6 条第 1 項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

本日提出、市長名でございます。

次のページ、別紙様式をお願いいたします。

- 1 放棄した債権の名称、 水道料金。
- 2 債権を放棄した日、 令和 3 年 3 月 1 日。
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等について、説明致します。

安曇野市債権管理条例の 第 6 条第 1 項第 1 号に該当する債権は、債務者が転出し債権金額が取立に要する費用に満たないもの、また法人が事業を停止し再開の見込みがないもの等、徴収が著しく困難又は不相当と認めたものとし、徴収停止とした債権で、計 33 件、10 万 1,337 円であります。

条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当する債権は、裁判所から免責決定を受けたもので、計 24 件、43 万 7,544 円であります。

条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当する債権は、所在不明者・滞納者が死亡し相続人が不在の者等徴収の見込みのないもので、計 50 件、81 万 6,787 円であります。

合計で、107 件、135 万 5,668 円の債権放棄でございます。

- 4 時効の根拠及び時効期間は、改正前の民法第 173 条第 1 号の短期消滅時効に基づき、2 年でございます。

この、時効に関しましては、民法の改正により平成 31 年 4 月 1 日から消滅時効が 2 年から 5 年となりましたが、経過措置により、施行日前に水道開栓申込されている場合は、従前の例によるとし、旧法が適用され、本報告案件のすべての債権は消滅時効が 2 年となります。

以上でございます。

## 報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名でございます。

別紙 専決処分書をお願いいたします。

令和 3 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和 3 年 3 月 31 日に公布され、原則本年 4 月 1 日から施行されることとされたため、同日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、改正の主な内容です。

第 1 条として安曇野市税条例の一部改正です。

まず「市民税」ですが、第 24 条第 2 項は、個人市民税の均等割りの非課税の範囲及び税率の軽減並びに所得割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る項目を加え、第 34 条の 7 では、所得税法施行令第 217 条 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲各号に規定する法人並びに租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄付金について「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」ための改正。第 36 条の 3 の 2 で給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止し、第 36 条の 3 の 3 では公的年金受給者の扶養親族の対象を年齢 16 歳未満の者に限り、あわせて申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する改正。第 53 条の 8 では、勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分について 2 分の 1 課税を適用しないことを加え、第 53 条の 9 で退職所得申告書に記載すべき事項の提供を電磁的方法で適正に受けることができる措置を講じている場合には、電子提出ができるようにする改正です。

附則第 5 条では、「個人住民税均等割り・所得割の非課税限度額」および「個人住民税均等割の条例軽減」について、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取り扱いと同様にし、附則第 6 条では、セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)の見直しにより、対象をより効果的なものに重点化し、手続きを簡素化したうえで令和 9 年度分の市民税まで 5 年間延長します。

附則第 25 条では、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別控除期間を 13 年間とする特例の延長に伴い、当該措置の対象者についても所得税から控除しきれなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置の改正です。

第2に「固定資産税」ですが、附則第10条の2各号の、地方税法の附則の固定資産税等の課税標準の特例の改正に合わせた条項ずれ等の改正と、附則第11条で、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長し、附則第11条の2では、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産に限り、自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において著しく地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。附則第12条では、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度まで現行の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものです。附則第13条では、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例とし、令和3年度限りの措置として、農地については令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とするものです。

第3に「軽自動車税」ですが、第81条の4で新たな燃費基準のもとで税率の適用区分を見直し、附則第15条の2で昨今の経済状況を総合的に勘案し、環境性能割の臨時的軽減期間を9か月延長します。附則第15条の2の2では環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割を非課税とし、附則第16条で軽自動車税の種別割グリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定したうえで、特例の期限を2年間延長するものです。

次に、第2条では、令和2年3月31日公布の条例第10号「安曇野市税条例等の一部を改正する条例」の第2条のうち、第48条、第50条、第52条、附則第3条、並びに附則第4条で地方税法等の改正による項ずれ等の改正です。

附則第1条で施行期日を規定しております。

第1号では、市民税の改正のうち、寄附金税額控除とセルフメディケーション税制に関する改正の施行日を令和4年1月1日からとし、第2号で個人市民税均等割り非課税範囲にかかる改正と公的年金受給者の扶養親族対象範囲等の改正の施行日を令和6年1月1日とします。

第3号では先端設備等導入に伴う固定資産税の特例措置ですが、専決処分日であります令和3年3月31日時点では、現在召集中の第204通常国会で「産業競争力強化法の一部を改正する法律」が法案審議中であり、法律番号が黒丸表示となっております。

現在国会では参議院経済産業委員会に付託され審議中ではありますが、施行日は附則で「令和3年6月5日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」となっております。

第4号では浸水被害対策のために整備される雨水貯留施設等に係る固定資産税の課税標準を改正するものですが、3月31日時点では「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が法案審議中であったことから同様に法律番号を黒丸表記してありますが、こちらは、令和3年5月10日「令和3年法律第31号」として公布され、施行日を「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」となっております。

附則第2条では市民税に関する経過措置として、第1項で「寄附金の取扱い」、同第2項で「給与所得者の扶養親族申告書の取扱い」、同第3項で「公的年金受給者の扶養親族申告書の取り扱い」第4項で、「個人の市民税に関しては、令和6年度以降の年度分の個人の市民税に適用し、令和5年度分までは従前の例による」とする規定。

附則第3条では固定資産税に関する経過措置として、第1項で新条例の適用は令和3年度以降の年度分の固定資産税に適用され、同第2項では、令和3年3月31日までに生産性向上特別措置法の適用を受け取得した機械装置等の固定資産税は従前の例によるものとし、同第3項では、令和3年3月31日までに旧法附則第64条「新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物」に対する固定資産税も従前の例によるものとしております。同第4項では、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した先端設備等の固定資産税の課税標準の特例として扱う経過措置を規定しております。

附則第4条では軽自動車税に関する経過措置として、第1項では、新条例に規定する環境性能割については、令和3年4月1日以降に取得した三輪以上の軽自動車に対して適用し、それ以前に取得したものについては従前の例によること。同第2項では、新条例に規定する種別割に関し、令和3年度以降の年度分の課税に適用し令和2年度分までの種別割は従前の例によるとする経過措置を規定しております。

以上が、条例等改正の内容です。

## 報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名でございます。

安曇野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するについてご説明いたします。

令和 3 年度税制改正に伴う、長野県からの条例改正例の情報提供に基づき、令和 3 年 3 月 30 日付で専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、  
審査の申出の際の「審査申出書」、口頭審理の際の「口述書」について、書面への押印を廃止するものであります。

それでは、改正条例に沿ってご説明いたします。

まず、第 4 条第 4 項でありました「審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。」を削り、これにより生じた、項ズレを改正するものであります。

第 8 条は、第 5 項中「し、提出者が署名押印を」を削るものあります。

最後に附則でございます。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

説明は、以上でございます。

報告第 15 号

安曇野市令和 2 年度一般会計補正予算（専決第 1 号）

報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 26 日 市長名 であります。

○一般会計補正予算（専決第 1 号）は、交付金や国県補助金など歳入各科目について、決算を踏まえての増減補正、歳出面では令和 2 年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容でございます。

また、繰越明許費の追加と債務負担行為の追加、変更、及び地方債の追加、変更、廃止の補正を行いました。

それでは、別紙をお願いします。

令和 2 年度 安曇野市の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 7,300 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 580 億 4,500 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。



〔 款及び主な項の金額や、主な増減要素につきましては、後ほど2ページからの第1表に沿ってご説明いたします。 〕

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

〔 繰越明許費につきましては、後ほど、6ページの第2表でご説明いたします。 〕

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加、変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

〔 債務負担行為につきましては、後ほど、7ページの第3表でご説明いたします。 〕

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加、変更、廃止は、「第4表 地方債補正」による。

〔 地方債につきましては、後ほど、8ページの第4表でご説明いたします。 〕

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきまして、その主な内容を「第1表 歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

事項別明細書は予算説明書の14ページからであります。

それではまず、歳入からであります。

1款 市税 1項 市民税は、1,450万円の減額であります。

本年度の収納見込額確定によるものであります。

2款 地方譲与税は、1,989万8千円の減額であります。

主な項目は、2項 自動車重量譲与税で、交付実績により1,593万8千円の減額であります。

3款 利子割交付金 1項 利子割交付金は、交付実績により52万2千円の増額であります。

4款 配当割交付金 1項 配当割交付金は、交付実績により938万5千円の増額であります。

(事項別明細書は、予算説明書の16ページからであります。)

5款 株式等譲渡所得割交付金 1項 株式等譲渡所得割交付金は、交付実績により3,558万1千円の増額であります。

6款 法人事業税交付金 1項 法人事業税交付金は、交付実績により416万4千円の減額であります。

7款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金は、交付実績により2,190万1千円の増額であります。

8款 ゴルフ場利用税交付金 1項 ゴルフ場利用税交付金は、交付実績により311万4千円の減額であります。

9款 環境性能割交付金 1項 環境性能割交付金は、交付実績により893万8千円の減額であります。

11款 地方交付税 1項 地方交付税は、7,537万2千円の増額であります。  
特別交付税の確定に伴うものであります。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからであります。)

12款 交通安全対策特別交付金 1項 交通安全対策特別交付金は、交付実績により113万5千円の増額であります。

13款 分担金及び負担金は、704万7千円の減額であります。

主な項目は、2項 負担金で693万円の減額であります。

保育児童保育料(△540万3千円)の減額など、実績によるものであります。

14款 使用料及び手数料は、705万1千円の減額であります。

主な項目は、2項 手数料で517万9千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の20ページとなりますが、)

戸籍住民基本台帳手数料(△297万2千円)の減額など、実績によるものであります。

15款 国庫支出金 は、3,707万4千円の減額であります。

主な項目は、2項 国庫補助金で、2,686万円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の22ページとなりますが、)

増額分として、新型コロナウイルス感染症対策として交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(1億6,288万2千円)を追加計上する一方、減額分として、道路改良事業費の確定に伴う「道路改良費補助金」(△6,534万1千円)の減額など、事業実績による減額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の24ページからであります。)

16款 県支出金は、1億4,173万3千円の減額であります。

主な項目は、2項 県補助金で、1億2,607万8千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の26ページからとなりますが、)

「福祉医療給付事業補助金」(△4,378万4千円)の減額など、事業実績によるものであります。

(続きまして第1表は3ページ、事項別明細書は予算説明書の28ページからであります。)

17款 財産収入 1項 財産運用収入は、30万7千円の増額であります。

繰替運用の利子分として財政調整基金利子の増額が主なものであります。

18款 寄付金 1項 寄附金は、7,359万5千円の増額であります。

ふるさと寄附金額(7,024万6千円 補正後10億7,024万6千円)の確定による増額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の30ページからとなります。)

19款 繰入金は、6億6,780万5千円の減額であります。

主な項目は、2項 基金繰入金で、6億6,740万3千円の減額であります。

余剰財源による繰入の取止めなどにより、ふるさと寄附基金繰入金(△2億2,229万2千円)や減債基金繰入金(△2億円)の減額が主なものであります。

21款 諸収入は、573万2千円の増額であります。

主な項目は、5項 雑入で、630万7千円の増額となります。

(事項別明細書は予算説明書の32ページからとなりますが、)

派遣職員給与費の確定による「派遣職員給与費負担金」(1,589万2千円)の増額や共済金額の確定による「建物総合損害共済金」(977万4千円)の増額などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の36ページからとなります。)

22款 市債 1項 市債は、8,520万6千円の減額であります。

主なものとして、国庫補助金の追加内示により、3月定例議会で繰越しをお認め頂いた新総合体育館建設事業など、起債事業が確定したことによる「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」への変更や、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった「たばこ税」等への減収補填として、交付税措置のある「減収補填債」(1億2,659万4千円)の新規追加、また、各種事業費の確定による減額などあります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、4ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は予算説明書の38ページからであります。

主なものに関りご説明致します。

1款 議会費 1項 議会費は、補正額 565 万円の減額であります。

新型コロナウイルス感染拡大による研修や視察の中止など、事業費確定による減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 40 ページからとなります。)

2款 総務費は、5,463 万 3 千円の減額であります。

主な項目は、2項 徴税費で、3,475 万 3 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 48 ページからとなりますが、)

法人税中間申告による還付金の確定などによる「税務総務費」(△3,263 万 2 千円)の減額など、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 52 ページからとなります。)

3款 民生費は、5 億 1,505 万 9 千円の減額であります。

主な項目は、2項 児童福祉費で、2 億 6,354 万 7 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 64 ページからとなりますが、)

保育士報酬額の確定などによる「認定こども園管理費」(△1 億 1,843 万 7 千円)の減額など、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 68 ページからとなります。)

4款 衛生費は、6,236 万円の減額であります。

主な項目は、1項 保健衛生費で、5,120 万 7 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 70 ページからとなりますが、)

ワクチン接種コールセンター業務委託費の確定などによる「ワクチン予防接種事業」(△1,628 万 9 千円)の減額など、主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の 78 ページからとなります。)

5款 労働費 1項 労働費は、290 万 4 千円の減額となります。

勤労者福祉センターの施設除却費の確定による「勤労者福祉事業」(△290 万 4 千円)の減額であります。

(事項別明細は予算説明書の 80 ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、6,745 万 4 千円の減額であります。

主な項目は、1項 農業費で、4,684 万 2 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 82 ページとなりますが、)

経営体育成支援事業による事業費の確定などによる「担い手支援事業」(△3,446 万 6 千円)の減額など、主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の 88 ページからとなります。)

7 款 商工費 1 項 商工費は、3 億 6,548 万 7 千円の増額となります。

産業団地造成工事の一時精算分等として、産業団地特別会計へ 4 億 1,828 万 2 千円を繰出すなど、「工業振興事業」(4 億 1,485 万 1 千円)の増額が主なものとなります。

なお、産業団地造成事業特別会計への繰出金ですが、産業団地造成事業による土地売却収入により、一般会計に繰り戻すこととなっており、今回議案提出している「令和 3 年度一般会計補正予算(第 2 号補正)」にて計上をしているところであります。

(事項別明細は予算説明書の 94 ページからとなります。)

8 款 土木費は、2 億 1,553 万 6 千円の減額であります。

主な項目は、2 項 道路橋梁費で、1 億 4,673 万 6 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 96 ページからとなりますが、)

道路改良における工事請負費の確定などによる「社会資本整備総合交付金事業」(△9,113 万 3 千円)の減額など、主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の 100 ページからとなります。)

9 款 消防費 1 項 消防費は、1,881 万 8 千円の減額であります。

防災マップ改訂委託費の確定などによる「災害対策費」(△1,427 万 8 千円)の減額など、主なものであります。

(第 1 表は 5 ページ、事項別明細は予算説明書の 102 ページからとなります。)

10 款 教育費は、1 億 4,000 万 3 千円の減額であります。

主な項目は、1 項 教育総務費で、4,564 万 9 千円の減額であります。

スクールバス運行业務費の確定などによる「学校バス運行业業」(△1,617 万 1 千円)の減額など、主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の 116 ページからとなります。)

11 款 災害復旧費 2 項 農林水産施設災害復旧費は、531 万 3 千円の減額であります。

林道災害復旧費の確定による「林道災害復旧事業」(△531 万 3 千円)の減額であります。

(事項別明細は予算説明書の 118 ページからであります。)

12 款 公債費 1 項 公債費は、5,075 万 7 千円の減額であります。

長期借入金償還元金・利子の不用額が確定したことによる減額であります。以上が歳出の概要であります。

続きまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。

予算書 120 ページをご覧ください。

始めに、特別職については、その他の特別職における報酬額の確定により、127 万 6 千円の減額であります。

続いて一般職ですが、報酬、給料、職員手当、共済費の確定による減額補正であり、補正額は、報酬が 1 億 1,586 万 9 千円の減額、給料が 467 万 2 千円の減額、職員手当が 3,957 万 2 千円の減額、共済費が 247 万 8 千円の減額であります。

合計では、1 億 6,259 万 1 千円の減額であります。

続きまして、ページをお戻り頂きまして、6 ページの「第 2 表 繰越明許費補正」をご覧ください。1 件の追加であります。

戸籍法等改正に伴う住民基本台帳システムの改修について、年度内での事業完了が困難となったことによる繰越しであります。

続きまして、7 ページの「第 3 表 債務負担行為補正」をご覧ください。始めに追加であります。

固定資産評価の訴訟に関するもの 1 件、「三郷やすらぎ空間施設」など、指定管理に関するもの 2 件、合わせて 3 件の補正であります。

続いて変更であります。

既にお認め頂いている「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務」など、業務内容の変更による限度額の増額から、2 件を補正するものであります。

続きまして、8 ページの「第 4 表 地方債補正」をご覧ください。

先ず追加であります。

「新総合体育館建設事業」など、起債事業の確定による「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」の追加が 2 件、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった「たばこ税等」への補填財源として「減収補填債」の追加が 1 件、合わせて 3 件の追加補正であります。

続いて変更であります。

地方債の借入れ限度額について、変更を行うものであります。

主として、各事業費の確定などによる限度額の減額変更であり、旧合併特例事業債で 6 件、公共施設等適正管理推進事業債で 2 件、公共事業等債、防災対策事業債、学校教育施設等整備事業債で各 1 件、合わせて 11 件の変更補正であります。

最後に廃止であります。

林道災害復旧事業費の財源確定により、「災害復旧事業債」による借入を取り止めるものであります。

以上が、令和2年度一般会計補正予算（専決第1号）の概要であります。

## 令和2年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

報告第16号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

### 【専決処分書】

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月26日 市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、主に国及び県の交付決定と、繰入金額の確定に基づく補正としました。また、歳出につきましては、支払い実績によります保険給付費の確定並びに不用額の整理を基本としております。

別紙 1ページをお願いします。

令和2年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,800万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億4,762万1千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は10ページからであります。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金は、補正額238万8千円の減額であります。補助金の交付決定による補正であります。

4款 県支出金 補正額は1,801万8千円の減額であります。

1項 県補助金は、1,807万7千円の減額となります。

交付額の決定によるものであります。



2項 財政安定化基金交付金は、1千円の減額であります。  
収入実績なしによるものでございます。

6款 繰入金 補正額は4,918万8千円の減額であります。

1項 他会計繰入金は、1,918万8千円の減額でございます。

それぞれ対象となる科目の実績に対して、一般会計から繰入れるものです。  
主な内訳は、出産育児一時金繰入金が415万4千円の減、精神給付金繰入金が154万7千円の減、事務費繰入金が1,190万円の減、後期高齢者健診繰入金が158万7千円の減であります。

2項 基金繰入金は、3,000万円の減額でございます。

歳入歳出の予算調整によるものでございます。

つづきまして、(事項別明細書は12ページから)

8款 諸収入 補正額は841万3千円の減額で、収納見込または実績による減額であります。主なものは、

3項 貸付金元利収入は、188万7千円の減額で、実績に基づく減額であります。

4項 受託事業収入は、後期高齢者健診に対して交付される受託料でございますが、785万4千円の減額であります。

5項 特定健診等個人負担金は、6万7千円の減で、健診受診実績に基づく減額であります。

つづきまして、(事項別明細書は14ページから)

6項 雑入は、139万7千円の増で、主な内訳は、交通事故の際の治療に被保険者証を使用した、第三者納付金の収入実績に基づく増額であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書3ページ、事項別明細書は16ページからとなります。

2款 保険給付費 補正額3,221万1千円の減額であります。

主な項目は

1項 療養諸費は、2,169万2千円の減額、

2項 高額療養費は、35万8千円の減額、

4項 出産育児諸費は、623万4千円の減額 などでございます。

いずれの項目も、支出額の確定による減額でございます。

つづきまして、(事項別明細書は 22 ページから)

3 款 国民健康保険事業費納付金

こちらは 1 項から 3 項まで財源変更であります。

つづきまして、(事項別明細書は 24 ページから)

4 款 保健事業費 補正額 4,688 万 3 千円の減額であります。

1 項 保健事業費は、228 万 9 千円の減、主に高額療養費資金貸付金などの減額でございます。

つづきまして、(事項別明細書は 26 ページから)

2 項 特定健康診査等事業費は、4,459 万 4 千円の減、主に特定健診実施、人間ドック等助成の委託料などの減額でございます。

7 款 諸支出金 補正額は、13 万 5 千円の減額で、実績による減額でございます。

8 款 予備費 補正額は、122 万 2 千円の増額で、歳入歳出の調整でございます。

以上が、令和 2 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算(専決第 1 号)の概要であります。

## 令和2年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

報告第17号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

### 【専決処分書】

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月26日 市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入・歳出ともに、不用額の整理をしたものでございます。

別紙 1ページをお願いします。

令和2年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,109万6千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は10ページからであります。

4款 繰入金 補正額7万7千円の減額で、事務費繰入金の減額でございます。

6款 諸収入 補正額50万円の減額で、広域連合からの納入実績に基づく減額でございます。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書 3 ページ、事項別明細書は 12 ページからとなります。

1 款 総務費 補正額 7 万 7 千円の減額で、事務事業委託料の不用額の減額であります。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 補正額 1,700 千円の減額で、広域連合へ納入する納付額の確定に伴うものであります。

4 款 予備費 補正額 1,650 万円の増額で、歳入歳出の予算調整でございます。

以上が、令和 2 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第 1 号)の概要であります。

## 令和2年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

報告第18号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

### 【専決処分書】

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月26日、市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国・県等の交付決定等に基づく補正としました。また、歳出につきましては、実績によります不用額の整理を中心に補正をしてございます。

別紙 1ページをお願いします。

令和2年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,880万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,470万2千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は10ページからであります。

1款 保険料 1項 介護保険料は補正額9,912万円の増額であります。

収納見込みによる補正であります。

3款 国庫支出金 補正額は2,129万5千円の増額であります。

1項 国庫負担金は、2,426万8千円の減額となります。

交付額の決定によるものであります。

2項 国庫補助金は、4,556万3千円の増額であります。

交付額の決定等によるものでありまして、調整交付金、介護保険災害等臨時特例補助金等を増額するものです。

4款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金は補正額4,275万4千円の減額であります。

これは2号被保険者分の支払基金からの交付金であり、交付額決定によるものであります。

つづきまして、(事項別明細書は12ページから)

5款 県支出金 補正額は3,158万9千円の減額であります。

1項 県負担金は3,093万円の減額となります。

介護給付費負担金の交付決定によるものであります。

2項 県補助金は65万9千円の減額となります。

交付額決定により、地域支援事業交付金を減額するものであります。

6款 サービス収入 1項 介護予防給付費収入は補正額111万7千円の増額となります。介護予防サービス計画費収入の実績によるものあります。

8款 繰入金 補正額は1億1,684万3千円の減額であります。

1項 一般会計繰入金は3,703万4千円の減額となります。

介護給付費及び事務費・地域支援事業費等の実績によるもので、主なものは、介護給付費の減額に伴う繰入金の減額でございます。

2項 基金繰入金は7,980万9千円の減額で、介護給付費が当初見込みを下回ったため、基金繰り入れが不要となったことによる減額でございます。

つづきまして、(事項別明細書は14ページから)

10款 諸収入 補正額は84万5千円、実績による増額であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書3ページ、事項別明細書は16ページからとなります。

1款 総務費 補正額919万8千円の減額であります。主な項目は

1項 総務管理費は246万4千円の減額、通信運搬費等の減額であります。

3項 介護認定審査会費は673万4千円の減額、認定調査員の報酬や主治医意見書手数料等の実績によるものであります。

(18 ページとなります)

2 款 保険給付費 補正額 1 億 8,263 万 4 千円の減額であります。

主な項目は

- 1 項 介護サービス等諸費は 1 億 6,850 万円の減額、主に給付費の実績により減額をしたものであります。
- 2 項 その他諸費は 15 万円の減額、
- 3 項 高額介護サービス等費は 268 万 1 千円の減額、  
(20 ページとなります)
- 4 項 特定入所者介護サービス等費は 923 万 6 千円の減額  
共に実績に基づく減額となります。
- 5 項 高額医療合算介護サービス等費は 206 万 7 千円の減額  
共に実績に基づく減額となります。

3 款 地域支援事業 補正額 1,679 万 8 千円の減額であります。

- 1 項 介護予防事業は 423 万 6 千円の減、主に介護予防教室の委託料等の減額です。  
(22 ページとなります)
- 2 項 包括的支援事業・任意事業費は 851 万 3 千円の減額、主に地域包括支援センター業務に係る経費等の、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費が 436 万円の減額、(24 ページから 26 ページにかけてとなります) 介護用品購入助成等の任意事業費が、312 万 7 千円の減額、認知症総合支援事業費等の地域包括ケア推進事業が 102 万 6 千円の減額です。  
(26 ページから 30 ページにかけてとなります)
- 3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は 373 万 2 千円の減額。通所介護相当サービス、通所型サービス C 等の減額で、実績によるものであります。
- 4 項 その他諸費は 31 万 7 千円の減額。総合事業の高額介護予防サービス費相当事業等の実績によるものであります。

4 款 介護サービス事業費 1 項 介護予防支援事業費の補正額は 81 万 5 千円の減額であります。実績により介護予防支援業務委託料を減額するものです。

6 款 公債費 1 項 公債費の補正額は 10 万円の減額、介護サービス等の支払いについて、一時借入を行わなかったことにより、実績に基づく減額であります。

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金の補正額は 6 万 1 千円の減額、第 1 号被保険者保険料還付金の実績に基づく減額であります。

(32 ページとなります)

8 款 予備費 1 項 予備費の補正額は 1 億 4,079 万 7 千円の増額であります。国、県や支払基金から概算交付されている負担金や交付金等に係る返還金、介護保険料の増加分等を考慮しまして、翌年度精算に向けて増額をするものです。

以上が令和 2 年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算(専決第 1 号)の概要であります。



## 報告第 19 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名であります。

### 【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 26 日 市長名であります。

今回の補正予算につきましては、産業団地造成事業が繰越しとなり、これにより市債が減額、これを補う他会計からの繰入金が増額、及び歳出面の不用額の減額となります。

それでは、次ページ別紙をお願いします。

令和 2 年度 安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 2 1 万 8 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1 0 億 5, 0 4 7 万 8 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

それでは 2 ページをお願いします。予算額の増減につきまして、その主な内容を「第 1 表 歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

事項別明細書は 7 ページからであります。

歳入であります。

2 款 繰入金 補正額は 4 億 1, 828 万 2 千円の増額で、繰越しを原因として市債の借入れができなくなり、他会計繰入金を増額するものです。

4 款 市債 補正額 4 億 2, 650 万円の減額は同様の理由から減額とするものであります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして3ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は8ページから

1款 産業団地事業費 補正額 821万8千円の減額で、委託料・工事請負費等、歳出不用額を減額するものです。

つづきまして、4ページの 第2表 地方債補正 をご覧ください。

地方債の借入れ限度額について、記載のとおり変更を行うものであります。

以上が、令和2年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）の概要であります。

説明は以上であります。

## 報告第 20 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名であります。

#### 【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 26 日 市長名であります。

次ページ別紙をお願いします。

令和 2 年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0 6 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 6 3 万 9 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、令和 2 年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容であります。

それでは、2 ページをお願いします。事項別明細書は、7 ページになります。

まず、歳入でございますが、歳出の減額により 1 款、1 項、他会計繰入金を 1 0 6 万 3 千円減額するものです。

次に 歳出 3 ページ 事項別明細書は 8 ページです。

1 款、1 項、施設事業費は、有明荘施設管理費の内、燃料費・工事請負費等の不用額を 1 0 6 万 3 千円減額するものであります。

説明は以上であります。

報告第 21 号

安曇野市令和 3 年度一般会計補正予算（専決第 1 号）

報告第 21 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 4 月 15 日 市長名 であります。

○一般会計補正予算（専決第 1 号）は、新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急対応として、速やかに実施が必要である事業に対し、予算計上するものであります。

それでは、別紙をお願いします。

令和 3 年度 安曇野市の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 415 億 1,200 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款及び主な項の金額や、主な増減要素につきまして、2ページからの第1表に沿ってご説明いたします。  
また、事項別明細書は予算説明書の10ページからとなります。

それでは先ず、歳入からであります。

15款 国庫支出金は、1億4,288万6千円の増額であります。

1項 国庫負担金は、1,138万7千円の増額であります。

新型コロナウイルスワクチン接種の実施経費に対する負担金として「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」の増額であります。

2項 国庫補助金は、1億3,149万9千円の増額であります。

低所得の「ひとり親世帯」に給付する生活支援特別給付金に対する補助金として「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）国庫補助金」（5,400万円）の計上、

また、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に対する補助金として「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金」（7,749万9千円）の増額であります。

21款 諸収入 5項 雑入は11万4千円の増額であります。

新型コロナウイルスワクチン接種を市外在住者が安曇野市内において接種する場合に受ける委託金として「新型コロナウイルスワクチン市外接種委託金」の計上であります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出であります。  
事項別明細書は予算説明書の12ページからであります。

3款 民生費 2項 児童福祉費は、5,400万円の増額であります。

低所得の「ひとり親世帯」に対する生活支援として、子ども1人につき5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）」（5,400万円）の計上であります。

（事項別明細書は予算説明書の14ページからとなります。）

4款 衛生費 1項 保健衛生費は、8,900万円の増額であります。

新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴う費用として「ワクチン予防接種事業」の増額であります。

以上が歳出の概要であります。

続きまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。  
予算書 16 ページをご覧ください。

始めに、特別職については、「ワクチン予防接種事業」における予防接種事故調査委員への報酬計上により、「その他の特別職」が5万3千円の増額であります。

続いて一般職ですが、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)」及び「ワクチン予防接種事業」における人件費分として、報酬が112万円の増額、職員手当が440万9千円の増額、合わせて552万9千円の増額であります。

以上が、令和3年度一般会計補正予算(専決第1号)の概要であります。

## 議案第 51 号

「安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少が見込まれる被保険者に対しての減免の特例を、令和 2 年度に引き続き令和 3 年度においても行うものでございます。

改正の内容でございます。

附則に第 23 項を加え、条例第 21 条第 1 項第 3 号の減免に係る申請であり、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴うもので、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに納期限が到来する、令和 3 年度の国民健康保険税について規則で定める方法により減免の特例を行うものです。なお、申請期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間とするものです。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

本日提出 市長名であります。

## 議案第 52 号

「安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少が見込まれる被保険者等に対して、介護保険料の減免の特例を設けるものでございます。

改正の内容でございます。

附則に第 8 項を加え、条例第 11 条第 1 項第 5 号に係る減免申請のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による、令和 4 年 3 月 31 日までに納期限が到来する、令和 3 年度の介護保険料の減免について、規則で定める方法により減免の特例を行うものです。なお、申請期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間とします。

附則 この条例は公布日から施行する。

本日提出市長名であります。



## 議案第 53 号

「安曇野市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

改正の理由でございます。

本制度は、入学準備金貸付基金を財源に高校・大学等の入学準備金を、所定の要件を満たす保護者に対して貸付けする事業であります。現行制度の返済期間では月々の返済額が大きく、返済者の負担となるケースがあります。そのため、返済期間を現行の在学期間から最大6年間に延長し、月々の返済額を低額に抑え、負担の軽減を図るため、改正を行うものであります。

改正の内容でございます。

第12条第1項中「月賦払い」を「月賦払」に、「修学期間」を「入学から6年」に改め、同項に次のただし書きを加える。ただし、高等学校は修学期間を限度とする。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として第2項、改正後の安曇野市入学準備金貸付基金条例の規定は、この条例の施行の日以前になされた申請に係る入学準備金の貸付けについても適用する。

本日提出、市長名であります。

## 議案第 54 号

令和 3 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 2 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、本年度執行後間もないことから、急な対応により、6 月に補正予算が必要な事業、また、新型コロナウイルス感染拡大への対応について、お願いするものです。

議案書により説明します。

（提出議案の説明）

令和 3 年度安曇野市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ 3 億 5,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 418 億 6,400 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

〔 款・項別の金額や主な増減要素については、（後ほど）2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。 〕

[説明事項]

それでは、2 ページをお願いします。予算額の増減につきましてその主な内容を第 1 表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページ）。

まず歳入です。

13 款 分担金及び負担金 2 項 負担金は、176 万円の増額であります。

豊科南小児童クラブと三郷児童クラブ利用者増による「児童クラブ負担金」の増額であります。

15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、3 億 296 万円の増額であります。

令和 2 年度からの国の本省繰越による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（3 億円）の計上、また、国による子ども子育て支援制度の追加による「子ども子育て支援交付金」（296 万円）の増額であります。

16 款 県支出金 は、371 万 7 千円の増額であります。

2 項 県補助金で、296 万円の増額であります。

国による子ども子育て支援新制度の追加による「子ども子育て支援交付金」であります。

3 項 県委託金は、75 万 7 千円の増額であります。

県教育委員会の不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業を受託したことによる「不登校児童生徒継続支援事業委託金」であります。

19 款 繰入金 は、4,356 万 3 千円の増額であります。

1 項 特別会計繰入金は、4 億 2,221 万 5 千円の増額であります。

産業団地造成事業特別会計からの「産業団地造成事業特別会計繰入金」の増額であります。

2 項 基金繰入金は、△3 億 7,865 万 2 千円の減額であります。

一般財源での財源調整として「財政調整基金繰入金」(△7,865 万 2 千円)の減額、また、長期借入金償還元金への財源充当として「減債基金繰入金」(△3 億円)の減額であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、3 ページをお願いします。歳出であります。

(事項別明細書は予算説明書の 14 ページ)

内容をご説明します。

2 款 総務費 1 項 総務管理費は、3 億円の増額です。

財源調整による財政調整基金への積立として「基金積立金」の増額であります。

事項別明細書は予算説明書の 16 ページからであります。

3 款 民生費 は、1,154 万 2 千円の増額であります。

1 項 社会福祉費で、96 万円の増額であります。

アクティブシニアがんばろう事業における、さらなる高齢者の健康づくりや介護予防活動の支援として「在宅福祉事業」の増額であります。

2 項 児童福祉費で、1,058 万 2 千円の増額であります。

豊科南小児童クラブと三郷児童クラブが定員を上回る申請があったため、受入体制を整えるための「児童館運営費」(728 万 9 千円)の増額、また、国による子ども子育て支援新制度の追加により、新たな補助制度を創設するとともに既存の補助制度の拡充を行うための「保育政策費」(329 万 3 千円)の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 24 ページ)

10 款 教育費は、3,381 万 8 千円の増額であります。

1 項 教育総務費は、75 万 8 千円の増額であります。

県教育委員会の不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業を受託したことによる「教育支援センター運営事業」の増額であります。

2 項 小学校費は、2,331 万 1 千円の増額であります。

市内小学校のパソコンリース料として、「小学校総務管理費」の増額であります。

3 項 中学校費は、974 万 9 千円の増額であります。

7 品目のデジタル教科書購入のための「中学校総務管理費」の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 28 ページ)

12 款 公債費 1 項 公債費は、664 万円の増額であります。

令和 2 年度減収補填債などの償還元金として、「長期借入金償還元金」(655 万 8 千円)の増額、償還利子として、「長期借入金償還利子」(8 万 2 千円)の増額であります。

以上が歳出の概要であります。

続きまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明いたします。

30 ページをご覧ください。

一般職の給与費における報酬について、教育支援センター運営事業におけるパートタイム会計年度任用職員分として 66 万 8 千円の増額補正となります。

以上が、令和 3 年度一般会計補正予算 (第 2 号) の概要であります。

## 議案第 55 号

令和 3 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

### 歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 8 4 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 3, 7 0 6 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出、市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。事項別明細書は 7 ページです。

1 款 財産収入 1 項 財産売払収入 9 4 8 万 1 千円の減額で、産業団地造成地の確定測量の結果、売り払い面積の確定による減額となります。

続きまして議案書の 3 ページ、歳出であります。事項別明細書は 8 ページとなります。

1 款 産業団地事業費 1 項 産業団地事業費で、9 8 4 万 1 千円の減額で、主な内容は市債償還金及び利子の減額、一般会計繰出金の増額、予備費の減額となります。

令和 2 年度事業の事故繰越しに伴い市債借入金が減額となり、これにより増額した一般会計繰入金について、令和 3 年度予算で一般会計に繰り出すための、予算補正となります。

説明は以上であります。

## 議案第 56 号

### 市有財産の処分について

市有財産であるあづみ野産業団地拡張事業造成地の売却につき、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 1 街区 2 筆

売却する土地

所在 安曇野市豊科高家 1313 番 1

地目 宅地

地積 20,963.94 平方メートル

所在 安曇野市豊科高家 1313 番 2

地目 宅地

地積 19,856.11 平方メートル

売却価格 7 億 83,744,960 円

売却の相手方 記載のとおりです。

#### 2 2 街区

売却する土地

所在 安曇野市豊科高家 1313 番 3

地目 宅地

地積 11,311.49 平方メートル

売却価格 2 億 17,180,608 円

売却の相手方 記載のとおりです。

2 ページをご覧ください。

#### 3 3 街区

売却する土地

所在 安曇野市豊科高家 1269 番 1

地目 宅地

地積 6,980.95 平方メートル

売却価格 1 億 34,034,240 円

売却の相手方 記載のとおりです。

本日提出、市長名であります。

あづみ野産業団地造成地の土地売買に関し、それぞれ売却の相手方と仮契約を締結し、この行為に関して議会の議決を求めるものです。

契約相手方は、いわゆる地域未来投資促進法に基づく、地域経済牽引事業計画を長野県から承認された企業であります。

説明は以上であります。

## 議案第 57 号

市有財産の処分について（古厩会館土地及び建物の譲与）

市有財産である古厩会館土地及び建物を下記のとおり譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 譲与する物件の所在等

物件 土地 安曇野市穂高有明 6334 番 2 宅地 959 m<sup>2</sup> 及び  
6334 番 4 宅地 42.84 m<sup>2</sup> 及び  
6335 番 10 宅地 516.60 m<sup>2</sup> 及び  
7436 番 2 宅地 25.52 m<sup>2</sup>

物件 建物 安曇野市穂高有明 6334 番地 2 家屋番号 6334 番 2  
建築年月 平成 6 年 3 月  
種類 集会所 構造 木造平屋建て床面積 317.16 m<sup>2</sup>

#### 2 譲与の相手方

記載のとおりです。

本日（令和 3 年 5 月 31 日）提出 市長名でございます。

当議案につきましては、公共施設再配置計画に基づき、地区集会施設の譲渡を行うものです。

古厩会館は、平成 6 年度に農村総合整備モデル事業により設置した、市の施設であります。実質的には古厩区の集会施設であるため、区に移管するべく協議を進めてまいりました。

当施設の建設整備費に関し、区で一定の負担を行っていることから、移管については無償譲渡といたします。

このたび、古厩区との協議が整ったことから、本議案を提出し、市有財産の処分についての議決を求めるものでございます。

説明は以上です。



## 議案第 58 号 市道の認定について

議案第 58 号 市道の認定について、ご説明いたします。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の認定路線は 3 路線でございます。  
路線の位置につきましては、2 ページから 3 ページの認定路線位置図をご覧 いただきたいと思います。

2 ページの整理番号 1 の穂高 4689 号線、また、3 ページの整理番号 2 の三郷 5061 号線、5062 号線につきましては、宅地造成により築造された道路でございます、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

以上であります。

## 議案第 59 号

令和 3 年度 安曇野市総合体育館スポーツ関係備品購入（卓球等）に係る売買契約について、ご説明いたします。

令和 3 年度 安曇野市総合体育館スポーツ関係備品購入（卓球等）について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 契約の目的 令和 3 年度 安曇野市総合体育館スポーツ関係備品購入（卓球等）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 32,373,000 円
- 4 契約の相手方 長野県長野市桐原 1 丁目 3 番 5 号  
株式会社 もときゅう 本久  
代表取締役 かとう 加藤 あきら 章

本日提出、市長名であります。

## 議案第 60 号

令和 3 年度 安曇野市総合体育館スポーツ関係備品購入（バレー等）に係る売買契約について、ご説明いたします。

令和 3 年度 安曇野市総合体育館スポーツ関係備品購入（バレー等）について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 令和 3 年度 安曇野市総合体育館スポーツ関係備品購入（バレー等）   |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約金額   | 29,920,000 円  |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 4889 番地<br>株式会社 カクミズ<br>代表取締役 <small>みずたに</small> 水谷 <small>よしまさ</small> 佳正 |

本日提出、市長名であります。